

添付法令資料 4 :

質業に関する 2016 年 7 月 29 日付インドネシア共和国金融サービス庁規則  
No.31/POJK.05/2016 (目次)  
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 法人の形態、所有権及び資本 (第 2 条ないし第 4 条)
- 第 3 章 登録及び事業許可
  - 第 1 款 登録 (第 5 条ないし第 8 条)
  - 第 2 款 質屋の事業許可 (第 9 条ないし第 12 条)
- 第 4 章 事業運営 (第 13 条ないし第 31 条)
- 第 5 章 報告
  - 第 1 款 質屋の払込済資本の変更、本店所在地の変更及び名称の変更 (第 32 条ないし第 34 条)
  - 第 2 款 質屋の報告 (第 35 条)
- 第 6 章 吸収合併、新設合併、買収及び分割 (第 36 条ないし第 39 条)
- 第 7 章 質屋連合 (第 40 条)
- 第 8 章 監督及び検査
  - 第 1 款 質屋の監督 (第 41 条)
  - 第 2 款 質屋の調査 (第 42 条ないし第 48 条)
  - 第 3 款 特定当事者との協力 (第 49 条)
- 第 9 章 事業許可の取消し (第 50 条ないし第 54 条)
- 第 10 章 国営の質屋 (第 55 条ないし第 59 条)
- 第 11 章 制裁 (第 60 条及び第 61 条)
- 第 12 章 経過規定 (第 62 条ないし第 64 条)
- 第 13 章 終則 (第 65 条)